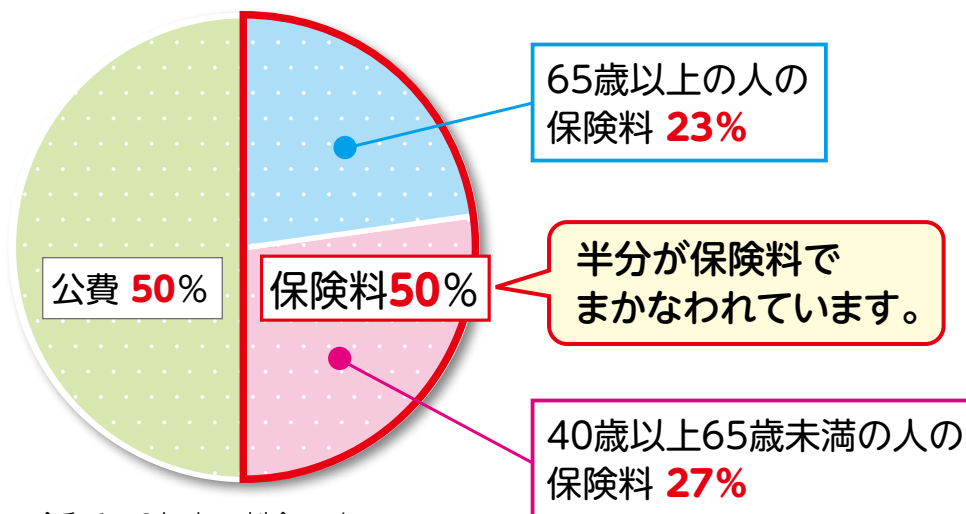


介護保険料は大切な財源

介護保険は、公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成



※令和6～8年度の割合です。



教えて！介護保険

保険料を滞納しているとうなるのですか。

保険料を滞納していると督促が行われます。それでも納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると…
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると…
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
- 2年以上滞納すると…
サービスを利用するときに利用者負担の割合がに引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口にご相談ください。

40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

国民健康保険に加入している人

決まり方

保険料（介護分）は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらか計算

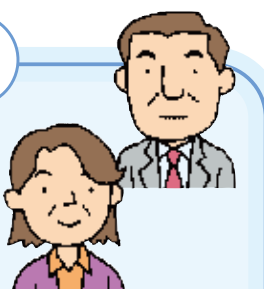
納め方

医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人

決まり方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

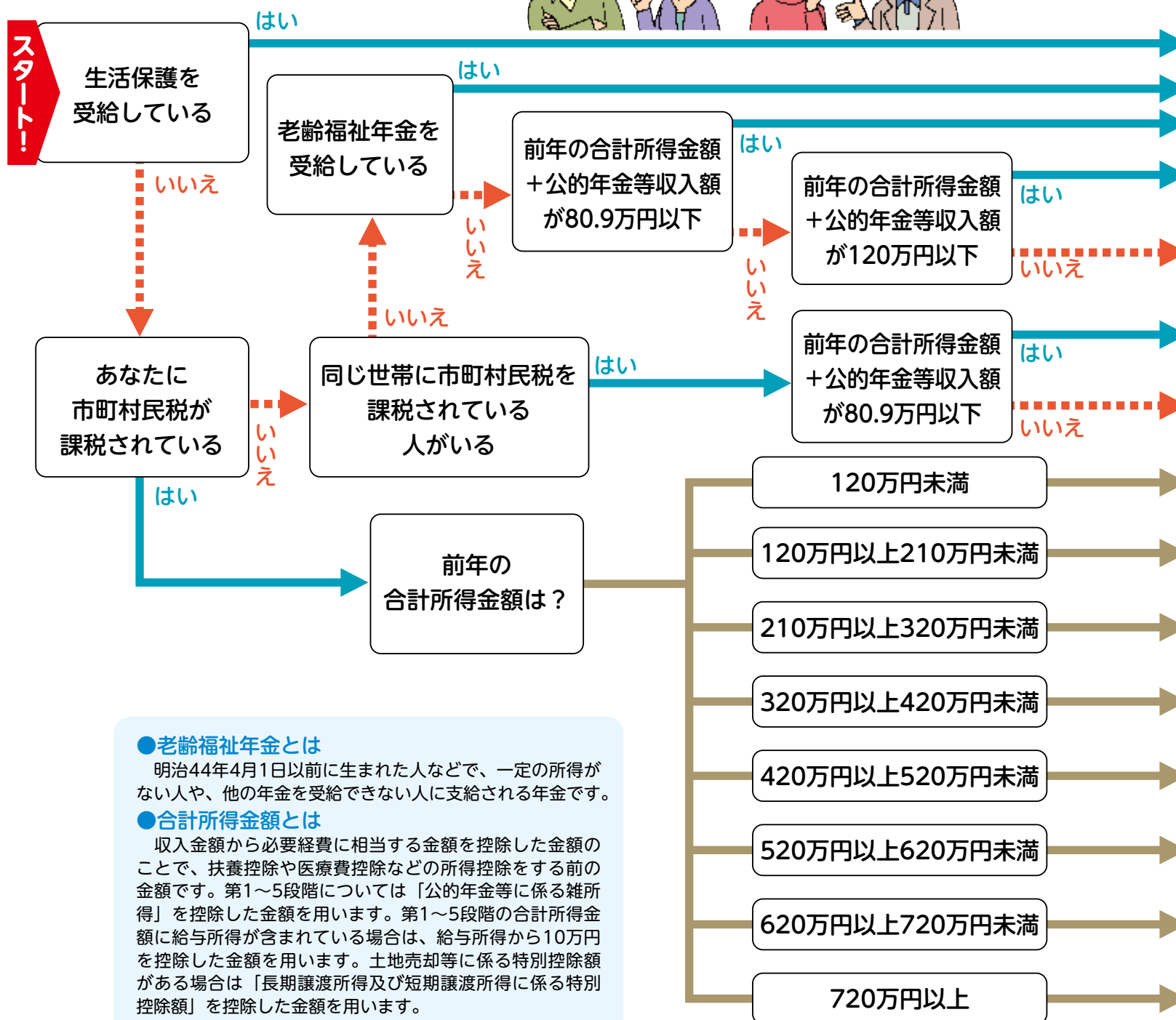
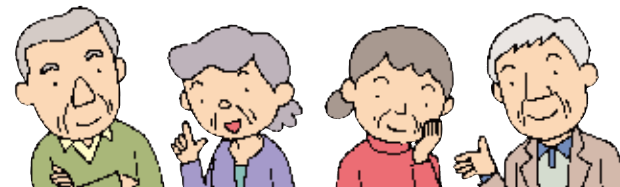
65歳以上の人の介護保険料 (第1号被保険者)

65歳以上の人の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

あなたの保険料を確認してみましょう。

令和6年4月から 令和6～8年度(第9期)の介護保険料

保険料の決まり方



●老齢福祉年金とは

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。



基準額(年額)

=

市区町村で介護保険の
給付にかかる費用

×

65歳以上の人の
負担分(23%)

市区町村の65歳以上の人数

所得段階	対象者	基準額に 対する 負担割合	標準月額および介護保険料額	
			標準月額	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80.9万円以下	基準額 ×0.285	1,881円	22,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税 (本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80.9万円超120万円以下)	基準額 ×0.485	3,201円	38,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税 (本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超)	基準額 ×0.685	4,521円	54,200円
第4段階	課税世帯で本人が市町村民税非課税 (本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80.9万円以下)	基準額 ×0.90	5,940円	71,200円
第5段階	課税世帯で本人が市町村民税非課税 (上記以外)	基準額	6,600円	79,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	7,920円	95,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	8,580円	102,900円
第8段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	9,900円	118,800円
第9段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.70	11,220円	134,600円
第10段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.90	12,540円	150,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10	13,860円	166,300円
第12段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.30	15,180円	182,100円
第13段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.40	15,840円	190,000円

◎第1～3段階の保険料は公費により軽減されています。

保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

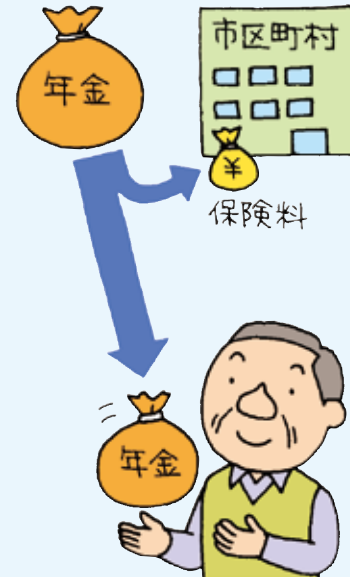
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

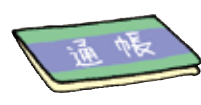
納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

口座振替または市区町村から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

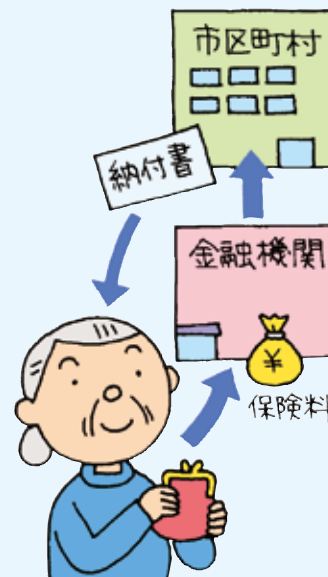
口座振替がおすすめです！

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



利用者の負担

サービス費用の一部負担

サービスを利用したら、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。

利用者の負担

利用者負担の割合は、所得により異なります。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②の両方に該当する場合 ① 本人の合計所得金額が220万円以上 ② 同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	上記「3割」に該当しない人で、以下の①②の両方に該当する場合 ① 本人の合計所得金額が160万円以上 ② 同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 (住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担)

在宅サービスの費用

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。

◆おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて加算が行われます。

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。